

○和泉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

平成27年12月21日

条例第53号

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用及び法第19条第10号の規定に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (2) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (3) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (4) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(市の責務)

第3条 市は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長又は教育委員会が行う法別表第2の事務の欄に掲げる事務とする。

2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りで

ない。

3 市長又は教育委員会は、法別表第2の事務の欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 第2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則、規程等の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の提供)

第5条 法第19条第10号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の情報照会機関の欄に掲げる機関が、同表の情報提供機関の欄に掲げる機関に対し、同表の事務の欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の情報提供機関の欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則、規程等の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

附 則 (平成28年条例第27号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年条例第11号)

この条例は、平成29年7月1日から施行する。ただし、第2条及び第3条の規定は、同年5月30日から施行する。

附 則 (平成29年条例第31号) 抄

(施行期日)

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(個人番号の利用に関する経過措置)

第6条 前条の規定により、重度障がい者医療条例の規定の例により医療費の助成を受けることとされた旧老人医療条例第2条第1項に規定する対象者に係る個人番号の利用については、平成33年3月31日までの間は、第6条の規定による改正後の和泉市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（以下「利活用条例」という。）の規定にかかわらず、なおその効力を有する。この場合において、改正前の利活用条例別表第1の2市長の項中「和泉市老人医療費の助成に関する条例（昭和46年和泉市条例第25号）」とあるのは、「大阪府福祉医療費助成制度の改正に伴う関係条例の整備に関する条例（平成29年和泉市条例第31号）附則第5条」とする。

別表第1（第4条関係）

機関	事務
1 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置（以下「外国人の生活保護」という。）に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	和泉市重度障がい者の医療費の助成に関する条例（昭和48年和泉市条例第43号）による重度障がい者に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
3 市長	和泉市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例（昭和55年和泉市条例第17号）によるひとり親家庭に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
4 市長	和泉市こどもの医療費の助成に関する条例（平成5年和泉市条例第22号）によるこどもに対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
5 教育委員会	私立幼稚園就園奨励費補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
6 教育委員会	学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条による援助に関する事務であって規則で定めるもの
7 教育委員会	和泉市立の小学校、中学校又は義務教育学校の特別支援学級等に就学している児童又は生徒の就学に必要な経費の支給に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第4条関係）

機関	事務	特定個人情報
<p>1 市長</p>	<p>身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
		<p>外国人の生活保護に関する情報であって規則で定めるもの</p>
		<p>身体障害者福祉法による身体障害者手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳に関する情報（以下「障がい者関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
		<p>介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
		<p>地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
<p>2 市長</p>	<p>生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関</p>	<p>住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）による住民票に関する情報（以下「住民票関係情報」という。）であ</p>

	する事務であって規則で定めるもの	って規則で定めるもの
		外国人の生活保護に関する情報であって規則で定めるもの
3 市長	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって規則で定めるもの	外国人の生活保護に関する情報であって規則で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
		国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
		高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
4 市長	知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		外国人の生活保護に関する情報であって規則で定めるもの
		障がい者関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
5 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に	外国人の生活保護に関する情報であって規則で定めるもの
		障がい者関係情報であって規則で定めるもの

	関する事務であって規則で定めるもの	介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
6 市長	外国人の生活保護に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		地方税関係情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの

別表第3（第5条関係）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
1 教育委員会	児童福祉法（昭和22年法律第164号）による保育所における保育の実施又は措置に関する事務であって規則で定めるもの	市長	住民票関係情報であって規則で定めるもの
			子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）による子どものための教育・保育給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの